

インボイス対応 仕訳入力[取引先]による自動判定ご注意

2023 年 10 月 1 日以降の仕訳において、CASH RADAR PB システムでは選択した「取引先」の適格区分（免税 or 適格）によってインボイスの経過措置区分（80 or 100）を自動判定いたします。

この自動判定につきまして、取引先を選択するタイミングにより作動しないケースがございますのでご注意ください。

取引先コード	取引先名	カナ検索	ローマ字検索	免税	適格
0006	やまと工房	ヤマト	yamato	☒	☐

■ 仕訳日記帳(摘要方式)、現金出納帳、銀行帳ほか帳簿入力

自動判定の注意点

自動判定は仕訳行にセットされている勘定科目の消費税区分に対して行われます。

よって、勘定科目より先に取引先を選択している場合は対象がないため自動判定が行われません。

日付 登録No	摘要 取引先	借方科目 補助科目	消費税 部門	
2023/10/01 A	[免]やまと工房①	②販売促進費	課仕入 10% 内税 100 共通	自動判定なし
2023/10/01 B	広告掲載料の現金支払い① [免]やまと工房②	①広告宣伝費	課仕入 10% 内税 80 共通	自動判定あり

＜仕訳 A＞ ①取引先 → ②課税仕入勘定科目の順にセット

取引先をセットした時点で対象の消費税区分がないため、その後勘定科目および消費税区分を選択しても自動判定が行われません。

画面例の場合は経過措置区分を 100 から「80」へ手動で変更して下さい。

※ 登録済みの仕訳の消費税区分を税外→課税仕入へ変更した場合等も同様に自動判定が行われません。

＜仕訳 B＞ ①摘要…課税仕入勘定科目 → ②取引先の順にセット

取引先をセットした段階で、既にセットされている勘定科目の消費税区分を元に自動判定が行われます。

ポイント

- ◆ 課税仕入の仕訳入力を行う場合は【勘定科目】➡【取引先】の順に選択が行われるようにしてください。

＜おすすめ＞ 摘要を使って仕訳を入力する運用

摘要を選択 → 貸借科目がセットされる → 取引先を選択 → 自動判定が行われる

- ◆ 【取引先】→【勘定科目】の順に選択する運用のユーザー様は、課税仕入の仕訳を入力した際は経過措置区分を確認、調整してください。

＜おすすめ＞ 定期的にデータ監査や仕訳日記帳の絞り込み検索を活用